災害廃棄物処理について

資料４－１

１　府の防災計画等における位置づけ

（１）大阪府地域防災計画（平成２６年３月改定）

予防対策に「災害発生時の廃棄物処理体制の確保」を位置づけ

・災害発生時に、ごみを適正に処理するため、平常時からごみ処理施設の強化等

　耐震・浸水対策等、連絡体制、運転に必要な資材の一定量の確保、市町村間協力体制の

　整備等

・早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保

　仮置き場候補地・処理ルートの検討、モニタリング体制の確保（アスベスト等）、市町村

　間・広域処理体制の整備　等

（２）大阪府新地震防災アクションプラン（平成２７年３月改定）

　１００のアクションに「生活ごみの適正処理」、「災害廃棄物の適正処理」を位置づけ

・〔ミッションⅡ〕地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

　アクション６５「生活ごみの適正処理」

　　　市町村等の廃棄物処理施設が被害を受けた場合にも、生活ごみの処理が適正に行われる

　　よう、府が広域的な応援要請や応援活動の調整を行う等、他府県等、関係機関との連携体

　　制の充実を図る。

・〔ミッションⅢ〕「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策

　アクション７３「災害廃棄物の適正処理」

　　集中取組期間中に、市町村に対し、災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理

　　ルート等、市町村が予め検討しておくべき事項について技術的助言を行い、市町村におけ

　　る災害廃棄物処理体制の確保を働きかける。また、府域での処理が困難な場合に備え、広

　　域的な処理体制の整備を図る。

２　国における検討

（１）巨大地震発生時の災害廃棄物処理対策の検討

・「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」　（Ｈ２５～２６）

　首都直下型地震、南海トラフ巨大地震を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえた災害廃棄物処理体制災害廃棄物対応策の検討

　　⇒災害廃棄物対策指針　（Ｈ２６．３）

　　⇒巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン　（Ｈ２６．３）

　国、府県、市町村の役割分担と処理スキームの検討

　　⇒巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキーム　（Ｈ２７．２）

　　⇒巨大地震に備えた制度的な対応　（⇒廃掃法改正等　Ｈ２７．５国会提出）

・「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」　（Ｈ２７～）

　大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針と対策のあり方の検討

　　⇒大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針

（２）広域ブロック（地方環境事務所単位）の協議会における検討

・「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」

　ブロックにおける平時からの広域での連携・協力関係を構築

　　⇒大規模災害発生時における地域ブロック災害廃棄物対策行動計画

（３）関係法律改正

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

　災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念及び国、地方公共団体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務を明確化

　国が定める基本方針及び都道府県廃棄物処理計画の規定事項を拡充

　非常災害時の処理施設の設置、既存の産廃施設の活用に係る手続の簡素化

・災害対策基本法の一部改正

　環境大臣による指針の策定と国の代行処理を新たに規定

【都道府県廃棄物処理計画の規定事項】

・非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項

・非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

・産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項